株式会社 損保ジャパン・リスクマネジメント

SJRMレポート

事業継続マネジメントの第三者認証

（その1）

2010 年4月9日

HEADLINES

1．第三者認証取得の利点

2． ISO化の現状

（1）ISO22301

（2）BS25999-2:2007とISO22301委員会原案の比較

はじめに

昨今、各国で事業継続マネジメントに関する規格やガイドラインが策定されている。そして現在、事業継続マネジメントに係る認証規格の ISO 化に向けた活動が進んでいる。

本稿では、第三者認証制度を取得することで想定される組織への利点と ISO 化の現状についてレポートする。

1. 第三者認証取得の利点

事業継続の能力を向上させるツールとして、事業継続マネジメントシステム（BCMS）が注目されてきている。

こうした中、2008 年 4 月に英国の UKAS[1]から英国規格「BS25999-2:2007[2]」を基準とした BCMS の第三者認証制度の本格的な運用が開始された。

日本においても、JIPDEC[3]が 2010 年 3 月に英国規格を基準とする BCMS 適合性評価制度[4]の正式運用を開始した。

日本国内では英国／日本それぞれの制度による第三者認証ならびに制度に関係しないプライベート認証を併せ、20 組織が BS25999-2:2007 の認証を取得した。（SJRM 調べ 2010 年 3 月）

そこで、第三者認証取得による利点を以下に示す。

①審査

第三者認証制度とは、認定機関、認証機関、受審組織の関係で成り立つ制度である。認証審査は、認定機関から審査能力があり第三者機関としての活動を維持できる能力を有する機関として認定を受けた認証機関が行う。また、認定機関は定期的に認定した認証機関を監視・検査し認証機関への認定取り消しの権限を持つ。そのため、認証審査の受審組織は、認証機関から公正で客観的な評価結果としての認証を取得し、重要な取引先へ事業継続の能力を有する BCP であることを説明できる。

②規格に基づく構築

認証を取得した組織は、認証基準となる要求事項を満たすように定めた自らの活動を能動的、かつ、継続的に実施しなければ、認証を維持できない。

要求事項を満たし続けるためには、自組織が定めた活動を通して、継続的に BCP の妥当性確認、BCP の実効性向上を実現しなければならない。このため、重要な取引先からの継続的な信頼の獲得を期待できる。

③対外説明の効率化

認証を維持していく組織は、審査の現場で「事業継続活動が効果的に実施できていること」を証拠となる記録を以って、認証機関に説明しなけなければならない。

そのため、自組織の事業継続への取り組みを重要な取引先へ説明する際、これらの記録を用いて効率的に説明できる。

また、認証を維持し続けることで、取引先が求める説明の内、審査と共通する確認事項や開示されない機密事項に対しては審査で確認済みであれば個別の確認を不要として、二社間における評価作業の効率化が期待できる。

---

1 United Kingdom Accreditation Service:英国認証機関認定審議会

2 BS25999-2:2007;Business Continuity Management-Part2:Specification

3 JIPDEC:財団法人日本情報処理開発協会

4 BCMS 適合性評価制度　http://www.isms.jipdec.jp/bcms.html

したがって、第三者認証を取得することは、客観的に事業継続の能力があり、その能力に対する継続的な改善がなされ、かつ、その管理の仕組みがあることへの宣言になる。

2. ISO22301

事業継続に関する規格やガイドラインは各種発行されている。しかし企業が、どの基準を採用して自社の BCP を策定すれば、取引先からの理解が得られるのか、その判断は難しい。

そのため、国際標準となる事業継続マネジメントに係る ISO 認証規格を採用することで、社内外の理解を得やすくなることが期待される。

本稿では、事業継続マネジメントに係る認証規格の ISO 化の動向について以下に示す。

(1) ISO 化の動向

事業継続マネジメントの ISO 認証規格は規格番号「ISO22301[5]」としての発行を目指し、2009 年 7 月に委員会原案が出された。

2010 年 3 月現在、その委員会原案への課題コメント等に対応する委員会原案のパート 2 が作成されている段階である。

現在の段階を考慮した上での ISO の発行時期は、2011 年の年末から 2012 年初頭が予想される。

(2) BS25999-2:2007 と ISO22301 委員会原案の比較

2009 年 7 月に出された ISO22301 委員会原案に示されていた項目を BS25999-2:2007 と比較すると、BS25999-2：2007 では明確に要求されていない項目もある。その内の主な差分項目を図表 1 に示す。

図表 1　BS25999-2：2007 に対する主な差分項目[6]

項目番号	ISO22301 委員会原案項目(2009 年 7 月)[7]	日本語仮訳（SJRM 仮約）
4.2.1	Management commitment	経営陣のコミットメント
4.4.1	Legal and other requirements	法的要求事項及びその他の要求事項
4.6.1	Objectives and plans to achieve them	目的及びそれらを達成する計画
5.3.2	Protection and mitigation	保護及び緩和
5.3.3	Communication and warning	コミュニケーション及び警告
6.1	Performance measurement and monitoring	パフォーマンス測定及び監視

主な差分となる項目の概要は、以下の通りである。

①4.2.1 Management commitment（経営陣のコミットメント）

経営陣に BCMS の構築、導入、継続的な有効性の向上におけるコミットメントの証拠を求める。

②4.4.1 Legal and other requirements（法的要求事項及びその他の要求事項）

法令や重要な取引先等から要求されている事項を特定・評価し、自組織の BCMS に組

[5] ISO22301: Societal security – Preparedness and continuity management systems - Requirements (2009/7)
[6] SJRM による確認結果の概要である。
[7] 2009 年 7 月の委員会原案の項目であり、2010 年 3 月現在で作成中の委員会原案パート 2 とは項目が異なる。

み込む枠組みを求める。

③4.6.1 Objectives and plans to achieve them（目的及びそれらを達成する計画）
BCMS の目的及びそれらを達成するための計画を確立し維持すること、併せてその際には、法令や重要な取引先の要求レベル等を考慮することを求める。

④5.3.2 Protection and mitigation（保護及び緩和）
優先すべき活動への事業の継続に関係する事象に対する保護と影響の緩和のための手順を確立し、導入し、維持することを求める。

⑤5.3.3 Communication and warning（コミュニケーション及び警告）
組織の内外に対するコミュニケーション及び警告のための手順を確立し、導入し、維持すること、及びそれらの手順に対する定期的な演習を求める。

⑥6.1 Performance measurement and monitoring（パフォーマンス測定及び監視）
事業継続ならびに事業継続管理のための様々な活動を監視し、測定するための手順を確立し、維持することを求める。

上記の項目は BS25999-2:2007 の認証を取得した組織にとって、適合への対応は比較的容易な項目と想定される。ただし、上記の項目に関わらず ISO22301 委員会原案(2009 年 7 月)の全ての項目は今後の作業段階で変更される可能性があり今後の規格開発動向が注目される。

3. まとめ

各企業における事業継続への取り組みは様々である。そして、事業継続に取り組んだ結果として BCP が策定されることは一般的となった。しかしその BCP が、重要な取引先から必ずしも高い評価を得られるとは限らない現状がある。

第三者認証制度はこの BCP 評価に対する課題への解決策の一つとなり得る。認証規格の ISO 化を見据えた上で、官民の各セクターにおいて「認証取得企業に対する評価の考え方の整理」ならびに「市場への当該評価の考え方に対する啓発」の実施が期待される。そして何よりも、価値があるものとして評価される第三者認証制度の実現が望まれる。

これから事業継続に取り組む企業だけでなく、事業継続の実効性の継続的な維持と向上を望む企業、取引先を評価しなければならない企業においても「事業継続マネジメントの第三者認証制度」が、自組織の事業継続目的達成のためのツールとして有効な制度として活用できるか、今後の制度動向に注目されたい。

以上

〈本稿のご質問や具体的な構築支援に関する説明のご依頼については下記へお問い合わせください〉

《お問い合わせ先》
株式会社 損保ジャパン・リスクマネジメント ＥＲＭ部
マネジメントシステムグループ
電話：03-3349-4226／担当：落合　宇野　西出　井口